長井市監査委員告示第9号

定例監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記のとおり定例監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和6年1月26日

長井市監査委員 梅 津 宏 明

長井市監査委員 勝 見 英一朗

記

- 1 監査の範囲 令和5年度(令和5年4月~令和5年12月)の一般会計 にかかる財務事務及び関連事務の執行状況
- 2 監査の期日及び監査対象課

年 月 日	監 査 対 象 課
令和6年1月26日(金)	地域づくり推進課 子育て推進課

3 監査の結果

提出された関係書類、帳簿等を審査した結果、予算の執行等の財務に関する事務は長井市財務規則等に基づいて概ね適正に執行されているものと認められたが、地域づくり推進課においては、委託契約関係及び補助金交付関係の起案書の決裁について事務決裁規程に準拠しないものが見受けられた。また、旧市立図書館支障木伐採に係る事務処理について、地方自治法及び長井市契約に関する規則等に準拠していない事項が見受けられたため、一部留意を求めた。子育て推進課においては、子供の広場整備事業補助金について、長井市補助金等交付規則に準拠していない事項が見受けられたため、一部留意を求めた。